

障がいのある人への差別解消への取り組みについて

1. 今年度の取り組み

(1) 対応要領等の策定

平成 28 年 12 月

『障がいを理由とする差別の解消の推進に関する赤穂市職員対応要領』

『(別冊) サポートマニュアル』

(2) 周知・研修

平成 29 年 1 月 部長会議で説明

全職員に要領及びマニュアルを配信

平成 29 年 2 月 職員向け研修実施

広報あこう、赤穂市ホームページにより市民周知

2. 相談案件

①障がいの種別

聴覚障がい

②本案件の内容

受診の際に待合い声だけで名前を呼ばれ、順番が回ってきたことに気付かなかったため、予定の時間が遅くなった。診察券に耳マークを貼付しており、「聞こえません」「手で合図してください」と聴覚障がいであることを示していたにもかかわらず、適切な配慮をしてもらえなかった。

③対応 ⇒ 解決

担当部署では、事態を真摯に受け止め、受付・診察時の配慮について院内で周知徹底を図るとともに、事前に筆談を希望するか手話通訳を希望するかを本人に確認し、時間内・時間外含め手話通訳が必要な場合のフローを作成し運用を開始した。

④解決した理由

障がい福祉係で要望を受けて当日中に担当部署と調整し、院内でも即座に本案件について責任者等に情報伝達し、今後の対応について改善しようとする姿勢が本人に伝わり、その後配慮ある応対が見られるようになったため。

3. 来年度の取り組み

(1) 対応要領等の見直し

(2) 職員、市民への周知・研修

※赤穂市障がい者基幹相談支援センター委託業務『理解促進推進事業』で実施

※現在のところ、市職員、民生委員への研修を予定

(3) 部会等での意見交換